7　第69条第４項の規定により特許法第109条若しくは第109条の２第１項又は産業競争力強化法第66条第１項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第９条第○号○に掲げる要件に該当する者である。」若しくは「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」又は「産業競争力強化法第66条第１項の規定による特許料の２／３軽減」のように記載する。ただし、備考６により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

8　第69条第４項の規定により特許法第109条又は第109条の２第１項の規定の適用を受け、かつ、第72条第４項の規定により特許法施行令第11条第１項各号又は同条第２項各号に掲げる事項及び第72条第１項の申請書の提出を省略する旨を特許料納付書に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記載し、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第９条第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第72条第１項の申請書の提出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては、「【特許出願人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記載し、「（【納付年分】）」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第９条第○

7　第69条第４項の規定により特許法第109条、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第８条第１項若しくは第13条第３項、産業技術力強化法第17条第１項第１号から第３号まで、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第１項、福島復興再生特別措置法第84条第１項、特定多国籍記企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第１項又は産業競争力強化法第66条第１項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第109条の規定による特許料の１／２軽減」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第８条第１項の規定による特許料の１／２軽減」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第３項の規定による特許料の１／２軽減」、「産業技術力強化法第17条第１項の規定による特許料の１／２軽減」、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第１項の規定による特許料の１／２軽減」、「福島復興再生特別措置法第84条第１項の規定による特許料の１／２軽減」、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第１項の規定による特許料の１／２軽減」又は「産業競争力強化法第66条第１項の規定による特許料の２／３軽減」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。第69条第５項の規定により産業技術力強化法第17条第１項第４号若しくは第５号又は第18条第１項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第１項の規定による特許料の１／２軽減。確認書の番号　第○○号」又は「産業技術力強化法第18条第１項の規定による特許料の１／２軽減。確認書の番号　第○○号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「産業技術力強化法第18条第１項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。第69条第６項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第９条第１項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第９条第１項の規定による特許料の１／２軽減。確認書の番号　第○○号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第９条第１項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考６により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

［新設］